

フォレスト ウィンズ Forest Winds



もりからのかぜ・東北



No.64 March 2016

アメリカ・オレゴン州の森林法制

はじめに

わが国では、森林法制を代表するものとして、森林・林業基本法ならびに森林法を上位法として、その柱となる保安林制度と森林計画制度をあげることができます。しかしながら、森林計画制度下、民有林管理の指標となる全国における森林経営計画の樹立率は3割程度、再造林率も概ね同じ程度と推計されています。こうした中、アメリカ・オレゴン州では森林再生義務の達成率は99%を超えるなど法が遵守されています。アメリカの森林管理は、大きく国有林管理と公・私有林管理の二つの法体系に区別され、国有林管理の最上位には国有林経営法が、また公・私有林には州法としての森林施業法等が定められています。オレゴン州では、私的所有権を制限するオレゴン森林施業法 (Oregon Forest Practices Act) を有しており、森林再生義務はその中に規定されています。オレゴン森林施業法は、他州に比べその義務は厳しいとの指摘もあります。アメリカ国民は、個人の

権利に対する意識が高く、連邦憲法第5条には何人も適切な補償なしに私的な財産は剥奪されないとされています。なかでもオレゴン州は、我が国と同じく私的所有権が強い州といわれています。本号では、こうしたオレゴン森林施業法についてご紹介します。

オレゴン森林施業法の成立過程

オレゴン州において森林再生が規定された法制度は、1929年のオレゴン森林再生税法 (Oregon Reforestation Tax Law) が最初です。これに先立つ1920年代までのオレゴン州林務部の政策課題は、原生林、天然林に対する森林火災対策にありましたが、1900年代に入って以降、大陸横断鉄道の開通を画期として木材需要は最盛期を迎え、過伐と伐採後の森林再生がなされていないことが大きな政策課題となっていきます。こうした中で、森林再生を行った場合の税の優遇措置を備えたオレゴン森林再生税法が成立しま



【写真1】 オレゴン森林施業法下の伐採・再造林風景



【写真2】 オレゴン州林務部



す。すなわち、オレゴン森林再生税法は、原生林、天然林伐採から人工林育成林業への移行過程での資源政策に位置づけることができます。しかし、木材需要の高まりによる材価の高騰を背景として、森林再生のための税の優遇措置では、税の優遇措置を受けるより木材生産量を増やした方がより大きな収入をもたらしたことから、森林再生放棄をとめることができませんでした。そのため、1941年に森林再生を要求するオレゴン森林保全法(Oregon Forest Conservation Act)が制定されます。同時に、環境保護意識は年々高まりを見せ、資源政策だけでなく環境問題への対応が要請されるようになっていきます。資源政策に重ねて環境問題への対応として登場したのが、1971年制定のオレゴン森林施業法です。

🌲 オレゴン森林施業法の特徴

オレゴン森林施業法は、野生生物や水質等に配慮する各種の施業規制が詳細に規定されています。森林再生に関わっては、伐採タイプ別の森林再生要件が規定されています。たとえば、伐採跡地には森林の更新のために、その土地の地位級に応じて、①1haあたり250～500本以上の稚樹を残すかあるいは再造林するか、②胸高直径28cm以上の林木の胸高断面積合計が1haあたり30.0～60.0㎡以上あるか、③これらを組み合わせるか等の施業要件が仔細に決められています。再造林の場合は、伐採後2年以内、その後6年間は造林木の成長が妨げられないように



【写真3】 素材生産事業者社長（奥）とオレゴン州立大学教授（林業労働専門）

保育しなければいけません。同時に、州林務部による現場監視制度と違反に対する罰金と財産の差し押さえ措置などの罰則規定もあわせてもっています。つまり、オレゴン森林施業法は、伐採活動そのものを規制しているのではなく、伐採跡地が林業生産活動の対象となるような再生を要請しているわけです。そして、確実に法が遵守されているかどうかを林務職員（フォレスター）が現場で監督することに重点がおかれています。1987年までは、森林再生義務を怠ったものは直接刑事裁判によってその処分が行われていましたが、現在は、州林務部が通知を行い森林再生を誘導することを目的とした再造林規則(Oregon Forest Practices Reforestation Rules)を適用することが一般的になっています。

🌲 おわりに

オレゴン森林施業法が遵守され森林再生義務が徹底して実施される理由には、わが国に比べておよそ10分の1という育林コストの低さとそれに起因する内部収益率(6%弱)の高さがあることで森林再生への投資行動を誘引しやすいといった経済的要因とともに、オレゴン州民の「森林は先祖から与えられ次世代につなぐべき州民共有の資源(財産)であることから、森林再生は州民自らの当然の行動である」という考え方があります。



【写真4】 国立公園内の原生林

注) エーカーをhaに、フィート、インチをcmに換算したことで四捨五入した数値を記載しております。

●森林資源管理研究グループ 大塚 生 美



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。



この印刷物は再生紙を使用しています。



Forest Winds No.64

平成28年3月16日発行

国立研究開発法人 森林総合研究所 東北支所
〒020-0123 岩手県盛岡市下厨川字鍋屋敷92-25

Tel.019(641)2150(代)

Fax.019(641)6747

ホームページ <http://www.ffpri.affrc.go.jp/thk>